

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 19日

群馬県知事 殿

提出者 〒378-3531
住 所 群馬県高崎市足門町39-1

氏 名 ハルナプロデュース 株式会社
代表取締役社長 ピーター・トーマス

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

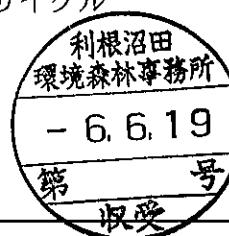
電話番号 027-372-6911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ハルナプロデュース 株式会社 タニガワプラント
事業場の所在地	〒379-1307 群馬県利根郡みなかみ町政所1011
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	前年度売上高 56,685万円
③従業員数	102名 (正社員 85名、準社員 17名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・動植物性残さ→発酵→肥料化・廃プラスチック類→選別・破碎・圧縮→サーマルリサイクル・汚泥(活性炭)→脱水→溶融→再生処理・汚泥(スクリーン残渣)→脱水→再生処理・金属くず→選別・破碎→再生処理



(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物統括責任者：社会環境Unit 執行役員

廃棄物担当 : 社会環境Sec

- 担当者役割 :
- ・産業廃棄物処理計画書など 監督官庁への各種報告書作成
 - ・処理委託・収集運搬契約の締結
 - ・許可証期限管理
 - ・マニフェスト管理
 - ・処分場視察
 - ・データ管理
 - ・資源化(有価化)、削減取り組み
 - ・廃棄物管理、廃棄物保管場所の維持管理・清掃
 - ・廃棄物に関する教育・啓発

など廃棄物に関する全般

【前年度（令和5年度）実績】							
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	—	—	t
排出量	1,192.28 t	49.61 t	4.26 t	0.130 t	— t	— t	t
(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・分別により廃棄物量削減。 ・有価化により廃棄物量削減。 ・生産効率を上げ、廃棄物量低減。 ・茶粕含水率低減。 ・茶粕圧送トラブル等において茶粕を可能な限り排水升へ流さないようにし、汚泥(スクリーン残渣)排出量を削減。 							
【目標】							
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	—	—	t
排出量	1,180.4 t	49.1 t	4.2 t	0.129 t	— t	— t	t
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続して行う。 ・動植物性残さの飼料化の検討。 							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 → 処分方法に合わせた分別を実施。 ・プラスチック付着金属 → 分解・分別し、産業廃棄物量を削減。金属は有価化。
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続して行う。 ・フィルム、ダンボール、古紙、カタログなど有価で引取り可能なものを廃プラスチック類で出す方がいるので分別を徹底させる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	
	(これまでに実施した取組) 実施していない。			
		【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行つ た産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行つた 産業廃棄物の量	— t	— t	
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	— t	— t	
		(これまでに実施した取組) 実施していない。		
		【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行つた 産業廃棄物の量	— t	— t	
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	— t	— t	
		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】							
①現状	産業廃棄物の種類	-	-	-	-	-	合計
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	-t	-t	-t	-t	-t	-t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。						
【目標】							
②計画	産業廃棄物の種類	-	-	-	-	-	合計
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	-t	-t	-t	-t	-t	-t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	-	合計
	全処理委託量	1,180.36 t	49.11 t	4.22 t	0.1287 t	- t	1,233.82 t
	優良認定処理業者への処理委託量	643.13 t	- t	1.5 t	- t	- t	644.60 t
	再生利用業者への処理委託量	1,180.36 t	- t	4.22 t	0.1287 t	- t	1,184.70 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、再生利用業者への処理委託を推進する。 ・廃プラスチック類は現状の処理委託を継続するとともに分別を徹底し、産業廃棄物量を削減する。 ・引き続き有価化、費用が抑えられる処理委託を検討する。 ・社内において出し方や分別等、間違いが見受けられた際は情報を共有し、指導する。 ・動植物性残さは現在、肥料化で処理を委託しているが、飼料化が可能か検討する。 							
※事務 処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。